

取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

事例④③：海上保安機関間の協力

1. 基本的な考え方

- 海上における平和と安定の確保には、各国の海上保安機関等の役割は重要。
- 「国家安全保障戦略」を踏まえて、海上法執行機関との国際的な連携・協力を強化。
- ODA等により供与された巡視船等の利活用における各国海上法執行機関の能力向上支援を推進。

⇒ **海上保安機関間の協力を強化し、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に貢献**

2. 具体的な取組

「海上保安能力強化に関する方針」（令和4年12月16日関係閣僚会議決定）に基づき推進。

●外国海上保安機関等との連携・協力

（例）米国との共同取組サファイアの推進、印・東南アジア等への巡視船等の寄港・合同訓練・職員交流、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センター（ISC）等との連携、豪・太平洋島しょ国等との連携等

●諸外国への海上保安能力向上支援を一層推進

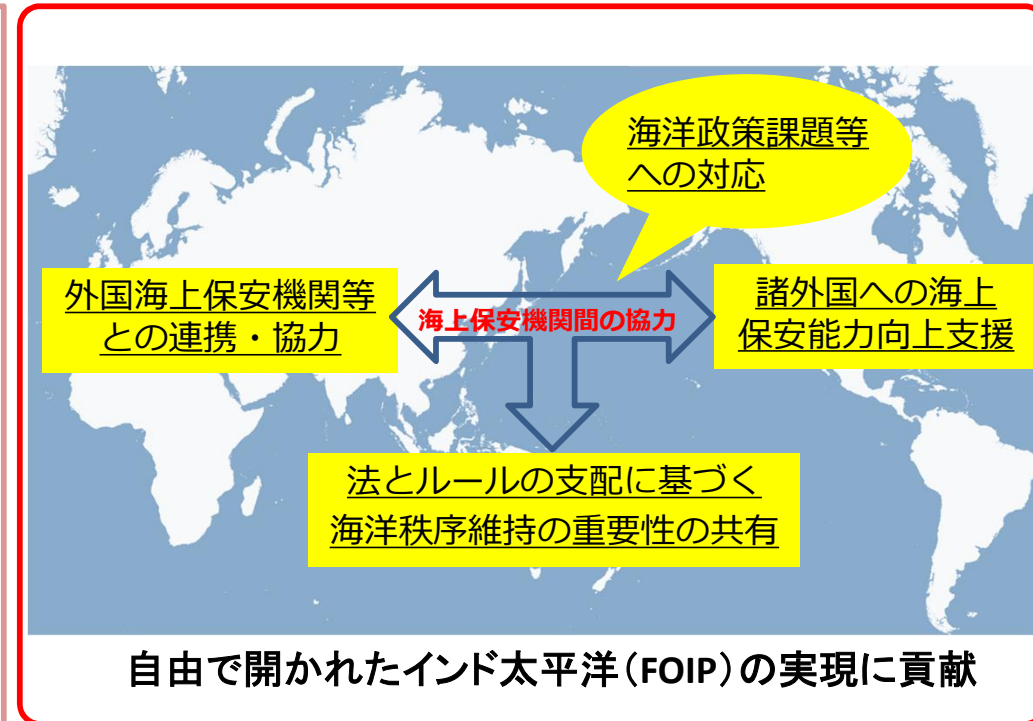
（例）海上保安庁モバイルコーポレーションチームの派遣、海上保安政策プログラムによる人材育成、船舶通航支援業務要員の育成支援、海図作成に係る能力向上支援、航行警報提供に係る能力向上支援

●法とルールの支配に基づく海洋秩序維持の重要性を各国海上保安機関との間で共有

（例）世界海上保安機関長官級会合、北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合、二国間の長官級会合等

●海洋政策課題等への対応

（例）海洋情報把握（MDA）分野における覚書等の署名、海洋状況表示システム(海しる)を通じた情報共有・協力、海上保安分野の学術的な研究等



世界海上保安機関長官級会合



日米合同捜索救助訓練



我が国が供与した巡視船への能力向上支援



日米連携による能力向上支援



海図作成に係る能力向上支援